別　添

正　誤　表

記載内容を次のとおり訂正します。

<table>
<tr><th>対象</th><th>訂正前</th><th>訂正後</th></tr>
<tr><td>入札公告（説明書）
技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）</td><td>

技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点） ※一次審査時のみ有効	100点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>施工の確実性</td><td>競争参加希望者</td><td>同種工事の施工実績</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
【同種工事を複数工事設定している場合】
評価対象とする同種工事 a)　：　道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>1)同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。</td><td>30.000点</td><td rowspan="6">30.000点</td><td rowspan="6">－</td></tr>
<tr><td>2)同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が7200m2以上9000m2未満」の施工実績を有する。</td><td>24.000点</td></tr>
<tr><td>3)次のＡ又はＢを満たすこと
Ａ：同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が4500m2以上7200m2未満」の施工実績を有する。
Ｂ：同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が9000m2」の施工実績を有する。</td><td>18.000点</td></tr>
<tr><td>4)同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が7200m2以上9000m2未満」の施工実績を有する。</td><td>12.000点</td></tr>
<tr><td>5)次のＡ又はＢを満たすこと
Ａ：同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が4500m2以上7200m2未満」の施工実績を有する。
Ｂ：同種工事a)の受渡しが令和4年3月31日以前で、「床版取替の施工数量が9000m2」の施工実績を有する。</td><td>6.000点</td></tr>
<tr><td>6)上記に該当しない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．特定建設工事共同企業体（以降、「共同企業体」という）での申請の場合、申請書等に記載の「代表者」の施工実績に基づき評価を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>施工の確実性</td><td>競争参加希望者</td><td>技術提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>提出された技術資料を次の評価基準に基づき評価する。
「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」に記載された内容を各評価者が下表の評価基準に基づき、評価項目毎に各入札参加者を相対的に評価する。評価を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその評定点とする。
評価については、「設計図書・現場条件において想定される課題」については課題の抽出が適切であったか、「想定された課題に対する技術提案作成にあたっての着目点」については適切な着目点が記載されているかの観点で評価する。
<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>二次審査における技術提案【提案１】の提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>20点</td><td rowspan="3">60点</td><td>－</td></tr>
<tr><td>二次審査における技術提案【提案２】の提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>20点</td><td>－</td></tr>
<tr><td>二次審査における技術提案【提案３】の提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>20点</td><td>－</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr>
<tr><td>1) 参加者の中で、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け非常に優れた着目点であり、極めて有効な技術提案が期待できる</td><td>評価点の5/5
（優）</td></tr>
<tr><td>2) （優と良の中間である）</td><td>評価点の4/5
（良上）</td></tr>
<tr><td>3) 優の者と比して、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け優れた着目点であり、特に有効な技術提案が期待できる</td><td>評価点の3/5
（良）</td></tr>
<tr><td>4) （良と可の中間である）</td><td>評価点の2/5
（良下）</td></tr>
<tr><td>5) 一般的な課題抽出、技術提案に向けた着目点である</td><td>評価点の1/5
（可）</td></tr>
<tr><td>6) ・課題又は着目点いずれかが未記入の場合
・技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料」に抵触する場合　等</td><td>0.00点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料」を参照のうえ作成すること。</td></tr>
</table>

</td><td>

技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点） ※一次審査時のみ有効	100点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>施工の確実性</td><td>競争参加希望者</td><td>同種工事の施工実績</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
【同種工事を複数工事設定している場合】
評価対象とする同種工事 a)　：　道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>1)同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。</td><td>30.000点</td><td rowspan="6">30.000点</td><td rowspan="6">－</td></tr>
<tr><td>2)同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が7200m2以上9000m2未満」の施工実績を有する。</td><td>24.000点</td></tr>
<tr><td>3)次のＡ又はＢを満たすこと
Ａ：同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が4500m2以上7200m2未満」の施工実績を有する。
Ｂ：同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。</td><td>18.000点</td></tr>
<tr><td>4)同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が7200m2以上9000m2未満」の施工実績を有する。</td><td>12.000点</td></tr>
<tr><td>5)次のＡ又はＢを満たすこと
Ａ：同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が4500m2以上7200m2未満」の施工実績を有する。
Ｂ：同種工事a)の受渡しが令和4年3月31日以前で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。</td><td>6.000点</td></tr>
<tr><td>6)上記に該当しない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．特定建設工事共同企業体（以降、「共同企業体」という）での申請の場合、申請書等に記載の「代表者」の施工実績に基づき評価を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>施工の確実性</td><td>競争参加希望者</td><td>技術提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>提出された技術資料を次の評価基準に基づき評価する。
「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」に記載された内容を各評価者が下表の評価基準に基づき、評価項目毎に各入札参加者を相対的に評価する。評価を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその評定点とする。
評価については、「設計図書・現場条件において想定される課題」については課題の抽出が適切であったか、「想定された課題に対する技術提案作成にあたっての着目点」については適切な着目点が記載されているかの観点で評価する。
<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>二次審査における技術提案【提案１】の提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>20点</td><td rowspan="3">60点</td><td>－</td></tr>
<tr><td>二次審査における技術提案【提案２】の提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>20点</td><td>－</td></tr>
<tr><td>二次審査における技術提案【提案３】の提案書作成にあたっての課題と着目点</td><td>20点</td><td>－</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr>
<tr><td>1) 参加者の中で、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け非常に優れた着目点であり、極めて有効な技術提案が期待できる</td><td>評価点の5/5
（優）</td></tr>
<tr><td>2) （優と良の中間である）</td><td>評価点の4/5
（良上）</td></tr>
<tr><td>3) 優の者と比して、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け優れた着目点であり、特に有効な技術提案が期待できる</td><td>評価点の3/5
（良）</td></tr>
<tr><td>4) （良と可の中間である）</td><td>評価点の2/5
（良下）</td></tr>
<tr><td>5) 一般的な課題抽出、技術提案に向けた着目点である</td><td>評価点の1/5
（可）</td></tr>
<tr><td>6) ・課題又は着目点いずれかが未記入の場合
・技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料」に抵触する場合　等</td><td>0.00点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料」を参照のうえ作成すること。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>